



■まい・あみ・まつり 2011
実行委員会組織・メンバー紹介 (22 ページ参照)

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 紹介します！ 平成 23 年度の区長さん … 2
- 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の高額療養費 … 5
- 総合健診・住民健診申し込みが始まります … 8
- 障害者福祉サービス … 20
- まい・あみ・まつり 2011 実行委員会組織・メンバー紹介 … 22
- ふれあい地区館はみなさんの参加をお待ちしています！ … 24

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

紹介します！ 平成23年度の

区長さん

阿見地区
30 行政区
←

行政区・氏名(敬称略)



中郷西
村山 由一



中郷東
川崎 明弘



岡崎
野口 守



新町
吉田 俊一



青宿
吉田 弘道



立ノ越
北澤 孝雄



西郷二
川村 彰



西郷一
林 仁



阿見台
田中 均



西方
蛸原 一義



宿
湯原 一行



北
湯原 幸市郎



大室
大崎 治美



霞台
川崎 薫



廻戸
中島 信夫



三区上
筧田 友勝



鈴木
野呂 薫



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



白鷺団地
島山 春雄



富士団地
長南 文雄



上郷
相澤 和夫



一区北
中島 正晴



一区南
平賀 訓



三区下
渡辺 博史



二区北
櫛田 晴道



住吉
田村 敏博

朝日地区
20 行政区
←



レイクサイドタウン
青山 秀雄



曙南
横山 洋



曙東
大平 修三

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです



中根
町野 智明



シンワ
和出 喜重



下本郷
横田 安男



上本郷
滝本 重貞



一区
藤平 勇雄



二区南
寺島 郁雄



筑見
山口 善克



上長
飯野 良治



下小池
横田 親雄



上小池
大澤 清



寺子
高橋 勝一



実穀
菊池 良三



福田
横瀬 静喜



新山
上原 省吾



下吉原
青山 政司



中吉原
吉田 保雄



上吉原
金子 彰於



大砂
川崎 敏



追原
宮本 昭



埴
栗山 剛



石川
中山 純男



大形
渡邊 政明



君島
大竹 利一

君原地区
8 行政区



下島津
鈴木 菊次



上島津
櫻井 博

舟島地区
8 行政区



飯倉二区
山口 満



飯倉
林 秀夫



上条
栗山 實



南平台三丁目
大野 勝



南平台二丁目
長尾 和博



南平台一丁目
桜井 誠



竹来
宮崎 壽一



掛馬
鈴木 正雄



南島津
柴沼 利夫

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

妊産婦マル福の所得の基準額

扶養親族数	本人および配偶者	扶養義務者
0人	393万円	1,000万円
1人	423万円	
2人	453万円	
3人以上	以下、扶養親族1人ごとに30万円加算	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	

※妊産婦本人および配偶者のどちらかの高い方の所得で判定します(合算はしません)

妊産婦マル福制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(左表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

手続き方法

- ▼母子健康手帳▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼印鑑▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの所得のわかる証明書(『総所得扶養人数・所得控除』の記載されたもの)——を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します
- ※所得のわかる証明書は、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

医療機関等へのかかり方

- ▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合:健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください
- ※妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば

受給者証を使用できます

- マル福の自己負担金:医療機関ごとに▼外来1回600円、月2回1200円まで
- ▼入院1日300円、月3000円まで▼保険薬局での調剤は自己負担なし
- ▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合:受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)を支払った後、▼受給者証▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可)
- ▼診療明細書または調剤明細書▼印鑑——を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払いいただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます
- ※健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等が必要な場合があります

利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
※申請手続きが遅れた場合は、申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、早急にマル福の申請手続きを行ってください

医療福祉費受給者証の更新について

重度障害の人、ひとり親家庭の人の医療福祉費受給者証を現在使用している人は、6月30日までで使用できなくなります。7月以降も引き続き該当となる人には、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。ただし、転入等で所得の確認ができない人や保険証の確認ができない人は、国保年金課窓口で手続きが必要となります。なお、所得制限により非該当となる人にはその旨通知を郵送します。

●問い合わせ 国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の 高額療養費

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）以下、後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

■ 自己負担額の計算方法

▼ 月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算

▼ 外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算

▼ 病院・薬局・歯科の区別なく合算

▼ 入院時の食事代や保険診療

の対象とならない差額ベッド料などは支給対象外

■ 申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めての支給の人、または1年以上支給のない人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書と印鑑および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

* 高額な治療が長期間必要

なときには、厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部：人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です

高額療養費の自己負担限度額

▼ 現役並み所得者（3割負担）：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することにより、現役並み所得者となり、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入

383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼ 一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の

▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人

▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

区分	月額自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算 ※4回目以降:44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

事業主の都合による離職や
雇い止めなどによる離職をされた人は

国保税が軽減されます

※申請が必要です

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

対象

平成21年3月31日以降に雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』に該当する左記の理由で離職した町の国民健康保険に加入される(された)人、または離職時点ですでに町の国民健康保険に加入している人。

- 雇用保険の『特定受給資格者』および『特定理由離職者』
左記の離職理由番号が、『雇用保険受給資格者証』(第一面)の『離職理由』欄に記載されている場合、軽減の対象となります。
- 11・解雇(12、50以外) ※50は『被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇』
- 12・天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21・特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22・特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 23・特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3

年未満更新明示なし)

- 31・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
- 33・正当な理由のある自己都合退職(31、32、34以外)
- 34・特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6か月以上12か月未満)

※左記の受給資格者証では軽減対象になりませんのでご注意ください

- ①特例受給資格者証 季節的に雇用されるまたは短期の雇用にくくことを常態とする短期雇用特例被保険者の人へ交付されます
- ②高年齢受給資格者証 65歳到達日以後に離職された人へ交付されます

軽減期間

『離職日の翌日の属する月』から『その月の属する年度の翌年度末』までの期間です。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります

軽減額

国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の前年の給与所得を『30/100』とみなして算定を行います。

申請方法

世帯主(納税義務者)が、役場国保年金課窓口で申請してください。
▼申請に必要なもの…雇用保険受給資格者証、印鑑

町国保加入者の人間ドック

- ▶**対象** 次のすべてを満たす町国保加入者 ▼助成申請時に国民健康保険税の未納がない世帯に属する ▼助成申請時に満30~74歳(脳ドックは満40~74歳)
- ※助成は、人間ドック・脳ドックのいずれかに限り、年度内1人1回に限りです
- ※脳ドックは、前年度に脳ドックの助成を受けた人は対象になりません
- ※現在治療中・妊娠中の人は、医師に相談のうえ、お申し込みください
- ※人間(脳)ドックを受診する人は、町の集団検診で特定健康診査を受診する必要があります。町の集団検診で特定健康診査を受診すると、人間(脳)ドックの助成が受けられなくなりますのでご注意ください。なお、ドックに含まれていない検査は町の集団検診等で受診できます
- ▶**助成額** ▼人間ドック:23,000円 ▼脳ドック:30,000円
- ▶**実施検診機関** ▼霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター(東京医大) ☎887-4563
▼筑波メディカルつくば総合健診センター ☎856-3500 ▼牛久愛和病院総合健診センター ☎873-4334 ▼土浦協同病院農村健康管理センター(人間ドックのみ) ☎826-3221
- ▶**申込期間** 平成24年2月29日まで(土・日・祝日を除く)
- ▶**申込方法** 実施検診機関に予約後、本人が保険証を持参のうえ、直接国保年金課またはうずら出張所に申し込む(随時受付。同一世帯の場合は代理申請可。電話申し込み不可)。決定後『助成決定通知書』を交付(うずら出張所で申請の場合は後日郵送)
- ▶**受診可能期間** 平成24年3月31日まで。希望日での受診が可能(検診機関の予約状況による)

平成 23 年度

子ども手当について



児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

子ども手当は平成 23 年 4 月～9 月までの 6 か月間、これまでと同じ月額 13,000 円で引き続き支給されることになりました。

※既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない人は、新たな申請手続の必要はありません

■制度目的

中学校修了前までの子どもを養育する親等に支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。

■支給金額

子ども 1 人につき月額 13,000 円

■支給対象

0 歳から中学校卒業まで (0 歳から 15 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで)

■支給月

- ▼平成 23 年 6 月 (平成 23 年 2 月分～5 月分)
- ▼平成 23 年 10 月 (平成 23 年 6 月分～9 月分)

■手続き方法

子どもを養育する親などが申請し、住所地の市区町村長 (公務員の場合は勤務先) の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

出生や転入により新たに受給資格が生じた場合や、既に受給していて支給対象となる子どもの数に変更がある場合、住所や氏名に変更があった場合などには、手続きの必要がありますので、児童福祉課 (公務員の場合は勤務先) までお問い合わせください。

※既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない人は、新たな申請手続の必要はありません

■平成 23 年 6 月の「現況届」の提出は不要です

子ども手当を受給している人は、毎年 6 月に子どもの養育状況等を確認するため「現況届」を提出していただいておりますが、今年度の子ども手当は平成 23 年 4 月～9 月までの 6 か月間の支給になるため、今年度の「現況届」の提出の必要はありません。

※ただし、10 月以降、新制度となった場合には届出・申請などが必要となることがあります

■注意事項

子ども手当を受給された人には、子どものすこやかな育ちを応援するという趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。万一、子どもの育ちに係る費用である、学校給食費や保育料などを滞納しながら、手当が子どもの育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、10 月以降の制度については現在未定となっております。決定次第、新制度の内容・手続き等をお知らせいたします。

※子ども手当の支給時に、その一部または全部を学校給食費や保育料などの費用に充てられる場合があります。ご希望の人は児童福祉課までご相談ください

総合健診・住民健診 (集団健診)

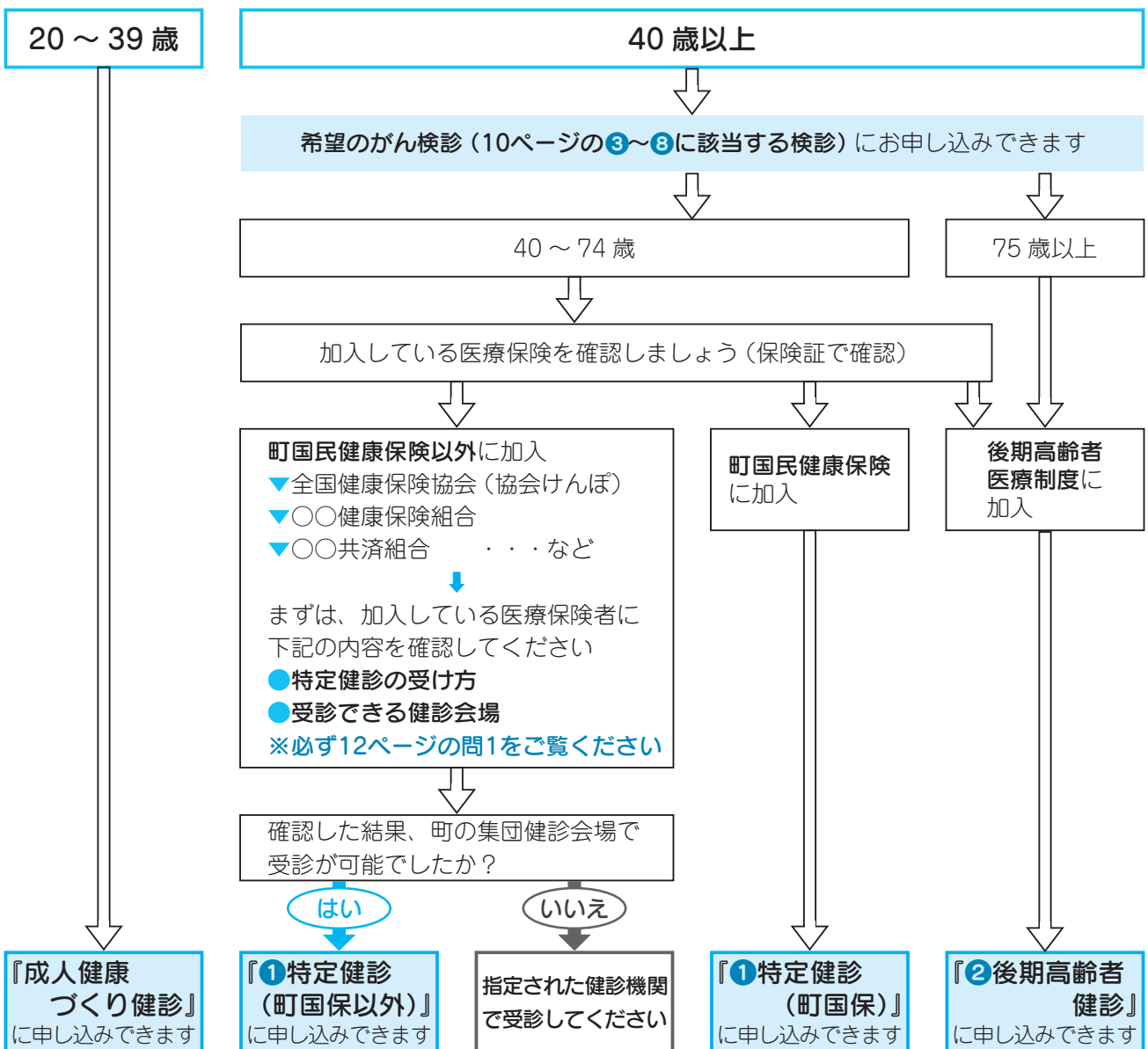
申し込みが始まります



病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

まずは受診できる健診を確認しましょう！

年齢によって受診できる健康診査が異なります。また、血液検査や尿検査などの一般的な健康診査は、みなさんが加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）によって受診方法や検査内容が異なりますので、受診できる健診内容を下表にてご確認ください。



町では次の健康診査を行います

今年度医療機関健診やドックを受ける人は、町の集団健診は申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目は申し込みできますので、お問い合わせください。すべての健診で事前の申し込みが必要です。

20～39歳

●対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※今年度から腹囲測定が追加されました。また、貧血検査は含まれません。ただし、オプション検査として、健診当日に貧血検査や眼底検査、心電図検査を申し込むことができます	1,000円

申込期間

6月14日(火)まで(必着)

※申し込みされた人には、10月中旬に案内通知と受診券をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

① 郵送での申し込み(はがきまたは封書に必要事項を記入)

▶住所 ▶氏名 ▶生年月日(年齢) ▶電話番号(必ず連絡がとれるところ) ▶希望日時(11ページのB.住民健診からお選びください)

② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館での申し込み

※電話やファックスでの申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1

健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

※希望日時がある場合は第2希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします

※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください(先着順ではありません)

住所	阿見町
氏名	
生年月日(年齢)	昭・平 年 月 日(歳)
電話番号	—
希望の健診	成人健康づくり健診
希望日時	(①・②に希望日をご記入のうえ、午前か午後○をつけてください) ① 第1希望: 月 日(午前・午後) ② 第2希望: 月 日(午前・午後) ③ いつでも可

▲コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 24 年 3 月 31 日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40～74 歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・ 血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300 円
	※65～74 歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
特定健診 (町国保以外)	※町の健診会場で受診できない場合があります。必ず 12 ページ問 1 をご覧ください		
② 後期高齢者健診	75 歳の 誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・ 血糖検査 ※高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ 受診ください ※オプション検査として貧血検査・眼底検査・心電図検査の セット検診を希望される人は自己負担額 1,300 円で追加 できます。健診当日にお申し込みください	無 料
③ 胸部レントゲン検診	40 歳以上	胸部レントゲン検査	300 円
④ 胃がん検診	40 歳以上	胃のレントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
⑤ 大腸がん検診	40 歳以上	免疫便潜血検査（検便）	600 円
⑥ 前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700 円
⑦ 喀痰(かたん)検査	40 歳以上 の該当者	喀痰細胞診 ※対象:喫煙年数×1 日の本数=600 以上の人	800 円
⑧ 肝炎ウイルス検査	40 歳以上 の該当者	血液検査（B 型・C 型肝炎ウイルス検査） ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800 円

※対象年齢が 65 歳以上の人については、上記健診と同時に『介護予防のためのチェックリスト』を受けていただきます。詳細は 15 ページをご覧ください

●申込方法（申込締切:6 月 14 日(火) 必着） ※電話での受付はできません

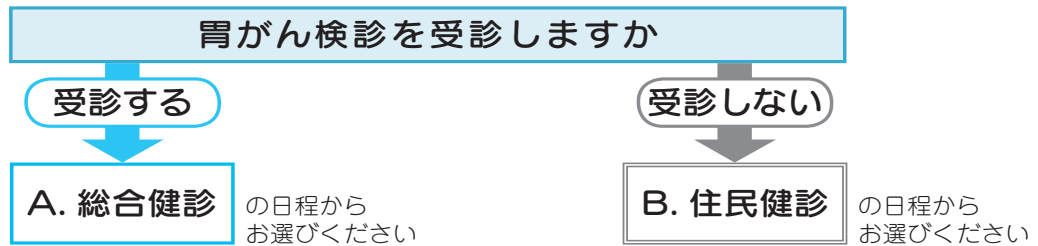
①～⑧のすべての健診で事前申込が必要です。5 月下旬に、40 歳以上の人を対象に、世帯ごとに案内通知を郵送いたしましたので、同封の申込用紙に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。お申し込みされた人には、後日、受診券等を郵送いたします。

※平成 20 年度から健診制度が大きく変更され、法令により健診の周知が義務付けられております。そのため、「町の健診案内通知は必要ない」とお申し出のあった人にも通知を郵送しておりますのでご了承ください

健診日程の選び方

※総合健診は胃がん検診を受診する人のみとなります。胃がん検診を受けない人は住民健診になります
 ※希望された日時が希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。また、先着順ではありません
 のでご了承ください

※消化器検診（胃がん検診、大腸がん検診、腹部超音波検診）をご希望の人は、『広報あみ 9月号通常版』をご
 確認のうえお申し込みください



A. 総合健診

※受診券は8月上旬発送予定

(健診項目: 特定、後期高齢者、胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間(各日)
9月11日(日)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7時～ 7時45分 ②午前 8時～ 8時45分 ③午前 9時～ 9時45分 ④午前10時～ 10時45分
9月12日(月)		
9月20日(火)		
9月21日(水)	本郷ふれあいセンター	
9月22日(木)		
10月17日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月18日(火)		
10月19日(水)	かすみ公民館	
10月20日(木)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

B. 住民健診

※受診券は10月上旬発送予定

(健診項目: 成人健康づくり、特定、後期高齢者、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス)

期 日	会 場	受付時間(各日)
11月 8日(火)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前9時45分～ 11時 ②午後1時30分～ 3時
11月 9日(水)	本郷ふれあいセンター	
11月10日(木)		
11月11日(金)	午前: 君原公民館	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月21日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月22日(火)		
11月24日(木)	午前: 舟島ふれあいセンター	
	午後: 総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月 1日(木)	かすみ公民館	
12月 2日(金)		
12月12日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月13日(火)		

健診についてよくあるご質問

問 1 夫の会社の保険（扶養）に入っています。町の集団健診は受けられますか

答 『③～⑧各種がん検診』は、40歳以上の町民であればどなたでもお申し込みいただけます。『①特定健診』は、加入している医療保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）によって受診方法や自己負担額が異なりますので、以下の点を医療保険者へご確認ください。

●特定健診の受け方

●受診できる健診会場

→町の集団健診会場で受診できる場合は、5月下旬に送付された申込用紙の『①特定健診（国保以外）』にお申し込みください。ただし、健診受診の際は医療保険者が発行した『特定健康診査受診券』がないと受診できませんので、健診日当日までに必ず発行してもらってください

問 2 10月2日に75歳になります。私は後期高齢者健診に該当するのでしょうか

答 75歳のお誕生日を迎える前（10月1日まで）に受診の場合は『①特定健診』、10月2日以降に受診の場合は『②後期高齢者健診』を受けていただくことになります。健診を希望する日をご確認のうえお申し込みください。また、日程の都合がつかない場合は、町国保年金課までご連絡ください。

問 3 私は50歳で町の国民健康保険に加入しています。人間ドックまたは脳ドックを受診しても町の『特定健診』は受けられますか

答 ドックの中には『特定健診』の検査項目がすべて含まれていますので、町の『特定健診』は受けられません。ただし、下記の検診はドックに含まれていませんので町の集団健診でお申し込みいただけます。

▼人間ドックに含まれない検診：10ページの『⑥前立腺がん検診』・『⑦喀痰検査』

※霞ヶ浦成人病研究事業団健診センターおよび土浦協同病院農村健康管理センターで人間ドックを受診する場合は『⑦喀痰検査』のみ

▼脳ドックに含まれない検診：10ページの③～⑧

問 4 胃がん検診は受診しませんが、総合健診の日程で申し込みはできますか

答 住民のみなさんの待ち時間や健診時間を短縮するために各日定員を設けておりますので、必ず住民健診にお申し込みください。早い時期での検診をご希望であれば、13ページ掲載の『医療機関健診』をご利用ください。 ※集団健診とは自己負担額が異なります

問 5 町の集団健診の日程は都合が悪く受けられません。どこかで受診することはできますか

答 町が指定する健診機関で個別に受診することができます。ご希望の健診によって受診方法や健診機関が異なりますので、下記までお問い合わせください。

健診名	お問い合わせ先	電話番号
特定健診（40～74歳）	国保年金課 国保係	888-1111（131～133）
後期高齢者健診（75歳以上）	国保年金課 後期高齢医療福祉係	888-1111（134・135）
各種検診（検診によって対象年齢が異なります）	健康づくり課 健康推進係	888-2940

※各種検診とは一成人健康づくり健診、胸部レントゲン検診、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、喀痰検査、肝炎ウイルス検査、腹部超音波検診、骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診—になります。詳細は13ページ（『医療機関健診』）をご覧ください

『医療機関健診』

をご利用ください

早い時期に健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の人は『医療機関健診』をご利用ください。健康管理のためには年1回の健診を受けて、経年的に健康状態をみていくことが大切です。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■受診できる健診項目

●対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,500円
胸部レントゲン健診	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
喀痰(かたん)検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	1,100円
胃がん健診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	3,100円
大腸がん健診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便)	300円
前立腺(せん)がん健診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査(B型・C型)	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,500円
腹部超音波健診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症健診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定	900円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課へお問い合わせください

※乳がん・子宮がん健診も医療機関健診を実施しています。詳細については『広報あみ5月号通常版』をご覧ください

※腹部超音波健診の集団健診については、『広報あみ9月号通常版』の消化器健診の項目をご覧ください

■申込方法

健康づくり課(総合保健福祉会館内)で受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。ただし、下記の人はお申し込みできませんので、ご注意ください。

▼今年度、すでにドックを受診した人または受診予定の人

▼町の集団健診を受診予定の人

※ドックや集団健診で受診しない項目はお申し込みできますので、お問い合わせください

※受診券受領後に、下記医療機関へご予約ください

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター
(東京医科大学茨城医療センター敷地内)

■受付期間

平成24年2月29日まで

■受診可能な期間

受診券の発行日から3か月以内 ※最終受診日は平成24年2月29日となります

■自己負担額の免除について

下記に該当する人は町が実施する健診は無料になりますので、健診時に手帳等の証明できる物をご提示ください。

▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人

▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人

▼重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊤またはAの人)

▼生活保護受給者

予防接種

麻しん風しん混合予防接種はお済みですか？



これまで『麻しん』『風しん』と単独で受けていた予防接種が、平成 18 年度から**麻しん風しん混合ワクチン**を用いた 2 回接種となり、1 期（1 歳～2 歳未満）と 2 期（年長児）に接種することになりました。また、この時期以前に 1 回しか接種を受けていない年代の人にも 2 回目の接種を行うために、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、3 期（中学 1 年生相当年齢）に接種することになりました。第 3 期の対象者で、私立中学校に在学の人、第 4 期の対象者にはすでにご案内をお送りしています。町内の中学校で集団接種ができなかった人やまた接種がお済みでない人は、『麻しん風しん混合予防接種予診票』を記入のうえ、協力医療機関にて接種を受けてください。

4 月中旬ごろから東京都および神奈川県において麻しん患者の増加が見られています。今後これらの地域を中心に麻しんの流行が懸念されていますので、早めに接種を受けることをお勧めします。

●『麻しん』や『風しん』にかかるとこうなります

▼麻しん

感染力が強く空気感染をします。38～40℃の高熱が出て、数日すると発疹が出ます。その後 3 日ほどで熱と発疹がおさまってきます。怖いのは合併症で、主なものには気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎（1,000 人に 2 人）があります。また、麻しんにかかった人は数千人に 1 人の割合で死亡します。

▼風しん

飛沫感染し、潜伏期間が 2～3 週間と長いので気づかずにうつしてしまいます。風邪症状で始まり、熱や発疹、後頸部リンパ節腫脹がみられますが、3 日ほどで治ります。合併症は血小板減少性紫斑病（3,000 人に 1 人）、脳炎（6,000 人に 1 人）などがあります。大人になってからかかると重症になります。また、妊婦さんが感染すると、心臓病、白内障、聴力障害などをもった子どもが生まれる可能性が高くなります。

● 2 回目の予防接種はなぜ必要？

過去に『麻しん』『風しん』の予防接種を受けている人もそれだけでは免疫が十分に維持できず、免疫が下がった時期に集団発生がおきます。そこで、対象時期にもう一度接種することで、免疫を長く維持することができますようになり、重症化しやすい成長してからの感染を防ぐことができます。

● 高校 2 年生で海外への修学旅行に参加される場合について

4 期は高校 3 年生相当年齢が対象となりますが、高校 2 年生で海外へ修学旅行に出かける場合は、定期予防接種として接種を受けることができますので、健康づくり課へお問い合わせください。

● 今年度対象者の接種期間について

1 期：1 歳～2 歳未満の 1 年間です。1 歳を過ぎたらなるべく早めに接種しましょう

2 期：年長児の 1 年間です。秋の就学時健診前に接種を済ませましょう（平成 24 年 3 月 31 日まで）

3 期：中学校 1 年生相当年齢（平成 24 年 3 月 31 日まで）

4 期：高校 3 年生相当年齢（平成 24 年 3 月 31 日まで）

※推奨期間（流行時期）は 6 月までですが、夏も流行しますので早めに接種しましょう

※接種期間後は、町の公費負担により無料で接種することはできず、全額自己負担（10,300 円程度）となります。

予診票を紛失された方は、母子健康手帳を持参のうえ、健康づくり課で再発行の手続きをしてください

● 個別予防接種協力医療機関が増えました

医療機関名	住所	電話番号	三種混合	麻しん風しん	日本脳炎	BCG
かたやま耳鼻咽喉科	阿見町阿見 2670-1	887-3349	○	○	○	×

介護予防に 取り組みましょう

～65歳以上の人(介護認定者を除く)～

社会福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (164・165)



町では、介護予防のための事業を実施しています。介護予防のためのチェックリスト等の結果、生活機能の向上が必要な人には、『介護予防教室』のご案内をお送りします。いつまでも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らすために、介護予防に取り組みましょう。

介護予防のためのチェックリスト(※)を受ける

- ▼町の集団健診(8～12ページ参照)でいずれかの健診を申し込む場合
同時に介護予防のためのチェックリストを受けることができます
- ▼介護予防のためのチェックリストのみを希望する場合
社会福祉課または地域包括支援センターにご相談ください



地域包括支援センターが介護予防のためのチェックリストの結果等で、今後介護や支援が必要となる可能性の高い人を選定します。



●生活機能の低下の可能性あり

『介護予防教室』への参加

介護予防のためのチェックリストの結果を個人通知するとともに、各教室のご案内をいたします。

- ▼お口の健康教室
お口の機能の低下を予防するための方法を指導します
- ▼運動の教室
からだの状態に応じた運動を指導し、運動習慣を身につける支援をします
- ▼栄養の教室
バランスのとれた食生活をするための相談や指導を行います

※介護予防のためのチェックリストとは？

生活機能(人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の動きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など)が低下していないかをチェックします ※料金無料

●生活機能の低下なし

引き続き、健康づくりにつとめましょう！また、町では高齢者を対象としたさまざまな事業を実施していますのでご利用ください。

問い合わせ

●介護予防のためのチェックリスト

- ▼社会福祉課介護支援係
☎ 888-1111 (164・165)

- ▼地域包括支援センター
☎ 887-8124

●高齢者向けの事業

- 健康づくり課健康推進係
☎ 888-2940

高齢者向けの事業

■パワーアップ教室(筋力向上トレーニング)

要介護の状態にならないよう、足を中心とした筋力アップを図ることが大切です。自宅でも気軽に取り組める運動を指導いたします。

■ミニデイサービス(生きがい活動支援通所事業)

いきいきとした暮らしは、人と会って話し、仲間と楽しい時間を過ごすことが欠かせません。週1回の通所をおして仲間づくりを支援します。

■そのほかの地区活動

- つるかめ教室 各地区10人以上の団体に対して、町理学療法士や保健師、運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操の指導・健康相談を行っています
- シルバーリハビリ体操 体力の低下している人から体力維持をしたい人まで、身体の状態に合わせてだれにでもできる体操をシルバーリハビリ体操指導士が出前にてご提供いたします
- いきいきサロン 外出の機会が少ない人や自宅に閉じこもりがちの人をはじめ、各地区の皆さまの仲間づくりの場を支援しています

なくそう

高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111(161)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっていきます。高齢者虐待のを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

高齢者虐待とは 次のような行爲です

高齢者虐待は、高齢者が危険な状態に陥っても、虐待をしている人に自覚がないことが特徴のひとつです。高齢者虐待には、高齢者虐待防止法で次の5類型が定義されています。

① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

▼ 具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、ける、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ

たりして、身体拘束、抑制をする——など

② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼ 具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービス

を、相応の理由なく制限したり使わせない▽同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること——など

③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

▼ 具体的な例：▽排せつの失敗をちやう笑したり、それ

を人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・どなる、ののしる、悪口を言う

▽ 侮辱を込めて、子どものように扱う▽高齢者が話しかけているのを意図的に無視する——など

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼ 具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する——など

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

▼ 具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の自宅等を本人に無断で売却する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する——など

虐待の防止と

早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかつ

たり、虐待を受けている高齢者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして虐待の事実が分かりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難、地域社会での家族の孤立等、さまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、相談窓口にご相談ください。

相談や通報を
お願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携し、家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 社会福祉課高齢福祉係 ☎

888-1111 (161)

● 町地域包括支援センター

(町社会福祉協議会内) ☎

887-8124

平成 22 年度の運用状況を報告します！

情報公開制度 個人情報保護制度

問い合わせ 総務課文書法制係 ☎ 888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、ホームページ（下記参照）で取得することができます

▼公開請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者をご説明します

▼平成22年度の運用状況…昨年度は、39件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	30
一部公開	9
非公開	0
不存	0
合計	39

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容
町長	総務部	13 町長交際費、住居表示台帳図など
	民生部	4 契約関係書類（仕様書）
	生活産業部	3 契約関係書類（仕様書）
	都市整備部	4 契約関係書類（仕様書）など
町議会	2 議長交際費	
町教育委員会	10 教育長交際費、契約関係書類（仕様書）	
消防長	2 消防長交際費、消防団長交際費など	
町農業委員会	1 農業委員会会長交際費	

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法…請求内容に応じて、所定の請求書を情報公開コーナーに提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることの確認をします。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼開示請求に対する決定…請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者をご説明します

す。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書を提示または提出してください

▼訂正請求・利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成22年度の運用状況…昨年度は、開示請求はありませんでした。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

請求書のダウンロードは
下記から

<http://www.town.amiibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65歳以上
の人



税務課町民税係 ☎888-1111 (151・152・156)

住 民税の公的年金からの特別徴収制度とは、65歳以上の住民税の納税義務のある公的年金等にかかる所得を有する人を対象に、今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金にか

かる住民税を年金から天引きする制度です。
この制度の導入による税負担の変化はありません。お支払い方法が変わるだけです。

対象となる人

65歳以上の公的年金の受給者（4月1日現在で、▼65歳以上▼老齢基礎年金等の支払いを受けている▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある——のすべてを満たす人）。

対象とならない人

- ▼1月1日以降、転出・死亡等の理由で町に引き続き住所を有していない
- ▼老齢基礎年金等の年額が18万円未満
- ▼介護保険料が年金から天引きされていない人
- ▼住民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超えない人

る人

※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろに町からお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

なお、65歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金等所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して、給与から天引きする制度（平成20年度以前と同じ）となっています。

徴収される税額

公的年金にかかる所得分のみ天引きします。

公的年金以外の所得（給与・事業・不動産など）にかかる税額は年金から徴収せず、現行と同様に普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの特別徴収（給与天引き）で納めていただくこととなります。

対象となる年金

老齢等年金給付（▼老齢基礎年金▼老齢厚生年金▼退職共済年金——など）。

※遺族年金や障害年金は特別徴収の対象になりません

徴収方法および税額

年間の支給月（6回）を大きく2つに分けます。

① 上半期の年金支給月（4・6・8月）：前年度の下半期の税額を3分の1ずつ3回徴収します（仮徴収）

② 下半期の年金支給月（10・12・2月）：その年度の年税額から上半期に徴収した額を差し引いた残りの額を、3分の1ずつ3回徴収します（本徴収）

※税額は6月に確定するため、仮徴収の税額は前年度の最後（2月）の税額に応じて仮に定めて徴収されます

年金からの特別徴収が開始される最初の年度の徴収方法

期別	上半期		下半期		
	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの天引き)		
月(期)	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$

次年度以降

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
	特別徴収 (年金からの天引き)					
徴収方法	特別徴収 (年金からの天引き)					
月(期)	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	前年度 2月と同額	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$	年税額から 仮徴収額を 差し引いた 額の $\frac{1}{3}$

よくある質問

Q1

公的年金からの特別徴収を、本人の意思でやめることはできますか。

A1

本人の意思での選択は認められていません。地方税法により、『公的年金等所得にかかる個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する』とされておられ、右ページ『特別徴収の対象外』に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象となります。

Q2

年度途中で住民税額に変更があった場合はどうなりますか。

A2

年度途中で住民税額に変更があった場合、年金からの特別徴収は中止となり、年金から天引きされた税額を除いたものがすべて普通徴収に切り替わります。なお、翌年度10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

Q3

当初、介護保険料を年金から特別徴収されていましたが、年度途中で保険料が変更になったため普通徴収に切り替わりました。この場合、住民税についてはどうなりますか。

A3

介護保険料の特別徴収の対象でなくなった場合は、住民税においても普通徴収に切り替わります。

Q4

遺族年金から介護保険料が天引きされています。住民税も遺族年金から天引きされるのですか。

A4

遺族年金や障害年金から介護保険料が天引きされている場合においても、住民税は天引きされません。

Q5

ほかの自治体の介護保険の被保険者となった場合、天引きの対象になるのですか。

A5

住所地特例や転居によりほかの自治体で介護保険の被

保険者となった場合、町の行う介護保険の特別徴収の被保険者とはならないことから、天引きの対象にはなりません。

Q6

天引きの対象となる公的年金を複数受給している場合、どの年金から天引きされるのですか。

A6

複数の年金からそれぞれ天引きされることはありません。法律で指定する順位に基づき、一つの年金から天引きされます。

Q7

企業年金(厚生年金基金)や恩給など厚生労働省等以外の年金は、特別徴収税額を決定するための所得には算入されるのですか。

A7

企業年金や恩給などは天引きの対象に含まれますので、それらの年金も算入されます。

Q8

公的年金の所得以外に事業所得があります。事業

所得にかかる住民税についても年金から特別徴収されますか。

A8

公的年金所得以外の所得にかかる住民税については、年金からの特別徴収は行われず、普通徴収により納付していただくこととなります(左図参照)。

Q9

公的年金の所得以外に給与所得があります。この給与

から公的年金所得にかかる住民税についてもまとめて特別徴収できますか。

A9

給与所得にかかる住民税は給与から、公的年金所得にかかる住民税は年金から徴収されることとなります。この場合、住民税の均等割額は給与から徴収されることとなります(左図参照)。

■事業所得と年金所得がある場合(65歳以上)

項目	改正前	改正後
均等割額	普通徴収	年金からの特別徴収
公的年金分の所得割額		普通徴収
事業所得分の所得割額		

■給与所得(特別徴収)と年金所得がある場合(65歳以上)

項目	改正前	改正後
均等割額	給与からの特別徴収	給与からの特別徴収
給与分の所得割額		年金からの特別徴収
公的年金分の所得割額		

障害者福祉

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2943

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者自立支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので詳しくは、障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能―に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやす

くするために交付されます。

■障害者自立支援法

●自立支援給付

身体・知的・精神に障害のある人が、ホームヘルパー派遣等介護系サービスの利用、就労移行支援等の訓練系サービスの利用、旧法施設の通所および入所を希望される場合、町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補

聴器・義肢・下肢装具・車いす―などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します
 ▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析等が対象になります）

■福祉手当の支給

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人にに対し、手当を支給します。月額26340円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14330円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母等に対し、手当を支給します。

▼1級：月額50550円

▼2級：月額33670円

●在宅心身障害児福祉手当
 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母等に対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『一般特定疾患医療受給者証』の交付を受け治療を受けている人に、手当を支給します。町に住民登録（または外国人登録）があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要です）。月額3000円。

■心身障害者扶養共済年金制度

心身障害者を扶養している人が、毎月一定の掛金を拠出し、扶養者が死亡などによって扶養できなくなった場合に年金を支給して生活の安定を図るものです。

加入できる人は、心身障害者を扶養している65歳未満の人で、特別な病気や障害を持っていない人です。

掛金は加入時の年齢により、月額9300円から23300円となります。

支給される年金額は、月額20000円です。

加入要件や年金支払い時期など詳細については、窓口にお尋ねください。

税金・公共料金などの減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼所得税・龍ヶ崎税務署 ☎029716611303

▼住民税・軽自動車税・役場税務課 ☎88811111

▼普通自動車税・土浦県税事務所 ☎82217208

▼NHK放送受信料の減免・障害福祉課で証明を受ける必要があります

各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引・県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引・割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引・身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者に乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、障害福祉課で割引

町域域生活支援事業

証明を受ける必要がありません。利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具の給付・貸与

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者等に日常生活用具を給付・貸与します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出等、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の促進等および社会との交流の促進を行います。活動内容によりI型・II型に分類されています。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患等により身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・通所者、入院中の1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』にてお知らせします（例年2月に実施します）。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフトホーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合には、費用の一部を助成します。

難病患者等居宅生活支援事業

厚生労働省から難治性疾患克服研究事業に指定を受けた疾病および関節リウマチの治療を受けている人にヘルパーの派遣、日常生活用具の給付を行います。

つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。相談は心身に障害を有する未就学児童の保護者の人になります。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患等により身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・通所者、入院中の1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』にてお知らせします（例年2月に実施します）。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフトホーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合には、費用の一部を助成します。

難病患者等居宅生活支援事業

厚生労働省から難治性疾患克服研究事業に指定を受けた疾病および関節リウマチの治療を受けている人にヘルパーの派遣、日常生活用具の給付を行います。

つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。相談は心身に障害を有する未就学児童の保護者の人になります。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患等により身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。施設入所・通所者、入院中の1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日等は『広報あみ』にてお知らせします（例年2月に実施します）。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフトホーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合には、費用の一部を助成します。

難病患者等居宅生活支援事業

厚生労働省から難治性疾患克服研究事業に指定を受けた疾病および関節リウマチの治療を受けている人にヘルパーの派遣、日常生活用具の給付を行います。

つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。相談は心身に障害を有する未就学児童の保護者の人になります。

がんばろう阿見町

『がんばろう阿見町』

まい・あみ・まつり 2011
 実行委員長 野口 雅弘

東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

町内の深緑も広がり、最近では少し落ち着きを取り戻しております。周辺を見渡せば、今もあちらこちらにブルーシートで覆われた多くの屋根が目に入り、あの日の緊迫感が生々しくよみがえってきます。

震災から約3か月となり、どこを向いてもなんとなく息苦しく感じる今だからこそ、私は『あの夏の日』のにぎやかさを心待ちにしています。

懐かしい面々の笑顔。久しい友人との再会。ふと思い起こす『ふるさと』の想い。など、『まつり』を通じて育まれる新しい仲間存在は、これからの暮らしに安心と希望を抱かせてくれることでしょう。

実行委員一同、社会的・経済的にも、明るいまちづくりの一助として、まい・あみ・まつり2011の準備に取り組ませていただきますので、皆さまのご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

町民参加のまちづくり

阿見町長 天田富司男

『町民の和とふれあい』を目的に始まった『まい・あみ・まつり』が今年もやってまいりました。

今、日本は東日本大震災によりかつて経験したことのない状況に置かれており、各地でさまざまなイベントが中止されるなど、自粛ムードも続いております。こうした中、『まい・あみ・まつり』の開催についても議論が分かれるところではありますが、こういう時こそ、やるべきではないかという思いであります。

『がんばろう阿見町』という今年のまつりのテーマは、町民すべてに元気と希望を持っていただき、明るいまちづくりにつながるという思いが込められています。

実行委員の皆さんは、一丸となりまつりに向けて、創意工夫あふれる企画に取り組んでおります。多くの町民の皆さまに、このまつりへ参加して楽しんでいただくとともに、このまつりを通して多くの出会いとふれあいが仲間意識を形成し、希望と活力に満ちた『笑顔のあふれるまちづくり』と、地域経済の活性化につながることを期待いたします。

『まい・あみ・まつり2011』のテーマが、『がんばろう阿見町』に決定しました。今月号では、まい・あみ・まつり2011実行委員会の組織とメンバーを紹介します。

●まい・あみ・まつり 2011 ●

日時：8月6日(土)・7日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まいあみ特設ステージ

およびまいあみストリート(通称)

広報協賛金部会



前列左から：浅木直美(茨城大学農学部)、吉野暁彦(町金融団)、小島直子(一般応募)、佐藤尚男(町商工会)、斎藤慎一(町商工会)

後列左から：長南徳子(町商工会)、山崎麻里子(一般応募)、久保谷知江子(町商工会)、吉田敏子(役場)

そのほか：海老澤陽平(町金融団)

本部役員

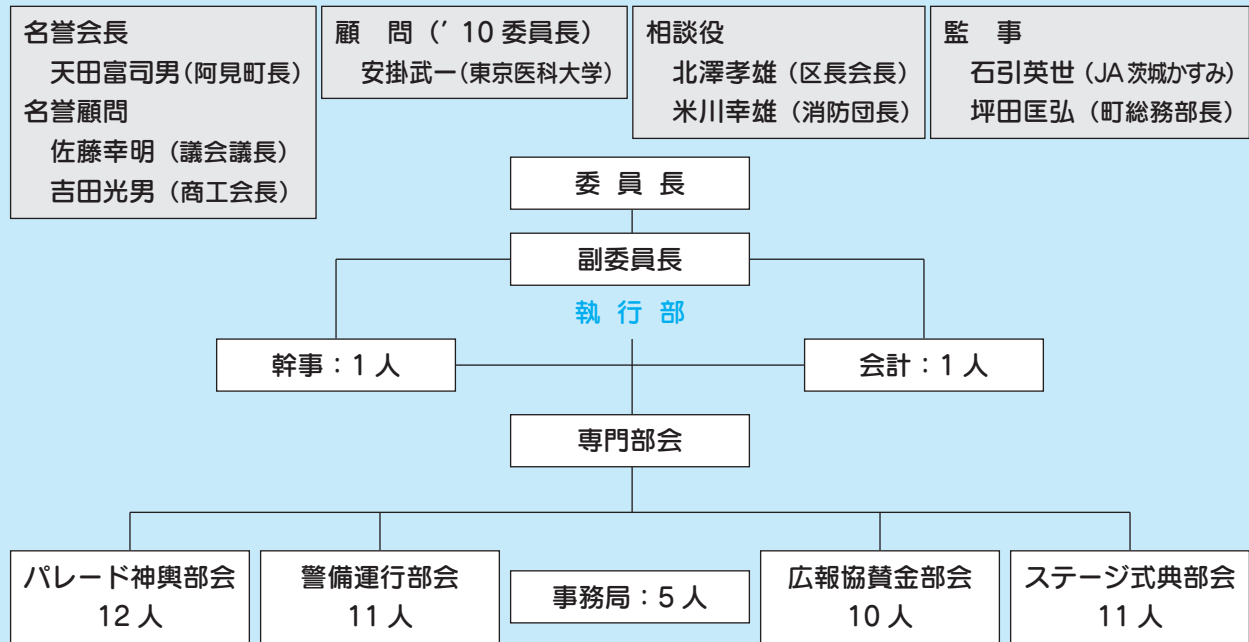


前列左から：唐澤剛(幹事=役場)、野口雅弘(実行委員長=町商工会)、塚田勝夫(副委員長=一般応募)、木山美穂(会計=役場)

後列左から：植松洋介(事務局=役場)、山本英宏(事務局=役場)、竹之内英一(事務局=役場)、鹿志村浩行(事務局=役場)

そのほか：萩原三有紀(事務局=臨時職員)

●実行委員会組織図●



平成 23 年 4 月 26 日現在



警備運行部会

前列左から：木村聡（町体育協会）、是枝健一（消防本部）、設楽直人（町体育協会）、水間宗（役場）、大平修三（区長会）
 後列左から：藤村純（朝日燃料支処）、中原卓治（町学校長会）、伊藤靖彦（香澄の里工業団地）、松本雅彦（町学校長会）、大久保敏博（霞ヶ浦成人病事業団）
 そのほか：村野定雄（安全協会）

ステージ式典部会



前列左から：大久保賢一（JA 茨城かすみ）、渡辺智（東京医科大学）、平野いつみ（町社会福祉協議会）、大久保公二（一般応募）、武田孝平（武器学校）
 後列左から：浅野洋一（教育委員会）、新井元（東京医科大学）、関根常男（武器学校）、大塚伸行（一般応募）、小林正樹（県立医療大学） そのほか：中久喜美那（県立医療大学）

パレード神輿部会



前列左から：大野佳代（よさこい雅）、岩淵淳子（よさこい雅）、小泉一弘（東睦）、下仲清一（獅子神輿会）、永岡幸枝（天翔如人）、高野恵美子（阿見神輿連合）
 後列左から：木村勝（桜睦会）、根岸裕治（青宿むつみ会）、松浦茂樹（阿見神輿連合）、長南祐二（青宿むつみ会）、菊池映子（曙獅子連）、田中光代（天翔如人）

ふれあい地区館はみなさんの参加をお待ちしています！



町では、平成2年11月に「いきいき学びの町AMI」を宣言して、生涯学習による町づくりを推進しております。“届ける生涯学習”として、すべての町民に学習機会を提供し、“いつでも、どこでも、だれでも”参加できる「ふれあい地区館」事業を実施しております。今年度の各地区館の主な事業予定を紹介します。

中央公民館 ☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

中央公民館を活動の拠点として、“ふれあいの場”を提供できる全体事業や共催事業に取り組みます。

- 6月:ゲーム交流会(全体事業)
健康体操(成人・女性部会)
- 8月:創作教室(青少年育成部会)
- 9・10月:園芸教室(高齢者・青少年育成部会)
- 10月:ふれあいイベントまつり(全体事業)
- 12月:ふれあいウォーキング(全体事業)
- 1月:料理教室(青少年育成部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526



◀料理教室

実穀小学校区ふれあい地区館

実穀集落センターと本郷ふれあいセンターを活動の拠点として、5部会で趣向を凝らした事業に取り組みます。

- 6月:開級式(高齢者部会)
- 7月:グラウンドゴルフ大会(高齢者部会)
- 8月:輪投げ大会(高齢者部会)
- 10月:三世代交流スポーツ大会(成人・体育・青少年育成部会)
- 11月:ふれあい地区館まつり(全体事業)
- 12月:料理教室(青少年育成部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター☎830-5100



◀地区館まつり
ポスター

吉原小学校区ふれあい地区館

上吉原集落センターと中央公民館を活動の拠点として、部会を超えた合同交流事業の推進と、吉原小学校との連携に努めます。

- 6月:合同ボウリング大会(成人・体育部会)
- 7月:創作教室(青少年育成部会)
自然観察学習(青少年育成部会)
- 9月:各部会交流輪投げ大会(三世代交流)
- 10月:吉原ふれあい広場(全体事業)
- 11月:料理教室(女性部会)
- 1月:映画鑑賞会・ビンゴ大会(青少年育成部会)
- 2月:合同そば打ち教室(成人部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 中央公民館☎888-2526



◀移動学習

本郷小学校区ふれあい地区館

本郷ふれあいセンターを活動の拠点として、地域住民のコミュニティづくりを実施します。

- 6月:開級式(高齢者部会)
- 7月:救急救命講座(成人合同部会)
健康教室(高齢者部会)
- 8月:夏休み映画会(青少年育成部会)
- 9月:ウォーキング・グラウンドゴルフ(三世代交流)
- 11月:ふれあい地区館まつり(全体事業)
- 2月:名画鑑賞会(高齢者部会)
健康教室(成人合同部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター☎830-5100



◀ちぎり絵
教室

■ふれあい地区館全体での合同事業

●ふれあいスポーツ交流会 (11月)

町民体育館と中央公民館ロビーを会場として、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。競技中は、選手も応援団も熱くなりたいへん盛り上がります。

●ふれあい演奏会 (2月)

中央公民館ロビーに特設ステージを設営して、阿見小地区の役員さんを中心に演出から音響操作まですべて手作りによる演奏会を行います。町内の音楽愛好家を中心となって出演します。

※ふれあい地区館事業全体のお問い合わせは、中央公民館 ☎ 888-2526 にお願ひします



君原小学校区ふれあい地区館

君原公民館を活動の拠点として、4部会で活動を行います。

- 毎月:君原シアター (公民館との共催事業)
- 6月:ソフトバレー大会 (スポーツいきいき部会)
- 7月:スポーツ大会 (高齢者部会)
体力測定 (スポーツいきいき部会)
- 10月:親子ふれあい教室 (ふれあい交流部会)
芸術作品展
ふれあい地区館まつり (全体事業)
- 2月:健康教室 (高齢者部会)
料理教室 (文化学習部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 君原公民館 ☎ 889-1363



◀移動学習

舟島小学校区ふれあい地区館

舟島ふれあいセンターを活動の拠点として、ふれあいの輪を広げるための活動を行います。

- 6月:梅もぎウォーキング (女性・成人体育部会)
グラウンドゴルフ (みどりクラブ舟島部会)
- 7月:夏休み子ども映画会 (青少年育成部会)
オーバルボール大会 (みどりクラブ舟島部会)
- 11月:ふれあい地区館まつり (全体事業)
- 12月:料理教室 (女性部会)
- 2月:チャレンジ教室 (青少年育成部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761



◀グラウンドゴルフ大会

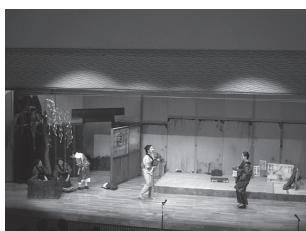
第一小学校区ふれあい地区館

かすみ公民館を活動の拠点として、運営委員会を中心に5部会で事業展開を行います。大学との連携や健康づくり活動にも力を注ぎます。

- 毎月:ウォーキング
- 6月:体力測定と健康教室 (全体事業)
- 7月:料理教室 (青少年育成部会)
- 10月:ふれあい地区館まつり (全体事業)
- 11月:かくし芸大会 (全体事業)
- 1月:料理教室 (女性部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ かすみ公民館 ☎ 888-8111



◀はつらつ一座

第二小学校区ふれあい地区館

西郷公会堂とかすみ公民館を拠点として、活動します。参加者拡大のために、広報活動にも努めます。

- 5月:健康教室 (女性部会)
- 7月:健康教室 (高齢者部会)
- 8月:親子映画会 (青少年育成部会)
- 10月:ふれあいの集い (全体事業)
- 12月:しめ縄教室 (成人・体育部会)
料理教室 (女性部会)
- 1月:お楽しみ会 (高齢者部会)

※ほかにも移動学習を計画しております

●問い合わせ かすみ公民館 ☎ 888-8111



◀移動学習

節電に努めましょう

環境基本法は、6月5日
を環境の意識を高める『環境
の日』と定めています

6月5日は環境の日

環境政策課 ☎ 888-1111 (127)

緑のカーテンを実施します

緑のカーテンとは、植物を建築物の外側に生育させることで建物内の温度上昇を抑える省エネルギーの手法です。緑のカーテンを設置することにより、真夏のエアコン使用に対して、**20～30%の節電効果**があると言われています。節電は温室効果ガス排出量の削減につながり、**地球温暖化防止対策**にもなります。

町では、今年度も緑のカーテンを役場庁舎2か所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、舟島ふれあいセンターの計4か所に設置しています。今年の夏に予想されている電力供給不足による節電対策として、ご家庭で緑のカーテンを実施してみてもはいかがでしょうか。

▼期待できる効果

- ①遮光効果 日中の日差しが部屋に入ってくるのを防ぎます
- ②冷却効果 植物が葉から蒸散させる水分により周囲を冷却させます
- ③景観の向上
- ④エアコン使用の抑制



▲役場庁舎



▲総合保健福祉会館
『さわやかセンター』



▲舟島ふれあいセンター

エコオフィスに取り組んでいます

町では、『阿見町第2期地球温暖化対策実行計画』に基づき、町施設の温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。下の表は、平成12年度と平成22年度の温室効果ガスの排出量を比較したものです。青宿保育所、曙保育所、福田浄水場の施設廃止などもあり、排出量では822,700kg-CO₂、削減率では約17.1%の削減となりました。

今年度は、東日本大震災により予想される電力供給不足に対応するため、町施設によっては、照明の部分消灯などによる一層の節電を行います。ご理解とご協力をお願いします。

私たち一人ひとりがすぐに支援・協力できることのひとつが**節電**です。ご家庭でも積極的な**節電**をお願いします。

▼表:町施設における温室効果ガス総排出量の比較

項目	排出量実績 (単位:kg-CO ₂)		削減率
	平成12年度	平成22年度	
温室効果ガス 総排出量	4,813,273	3,990,573	17.1%

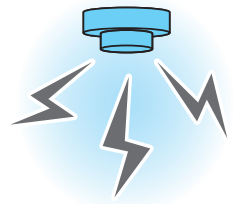
適正な土地管理を!

空き地は原則、その土地所有者の責任で管理していただきます。雑草が生い茂ると景観が損なわれるだけでなく、害虫の発生、不法投棄、犯罪、火災などが起こりやすくなります。それで、日ごろから適度に雑草の刈り取りなどを行い、責任をもって適正に管理するようにお願いします。

町では、町民から雑草に関する苦情が寄せられた場合、職員が現場を確認し、その土地所有者に対して雑草の刈り取り依頼の通知を出しています。通知が届いたら速やかに雑草の刈り取りをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

町消防本部からのお知らせ

住宅用火災警報器の 取り付けは完了していますか？



平成 23 年 6 月 1 日からすべての住宅に設置が義務化されました

問い合わせ 消防本部 ☎887-0119

火 災から身を守るために、
まだ設置していないお
宅は早急に設置しましょう。

■義務化の理由

全国の住宅火災による死者数は年々増加の傾向にあり、その原因の7割以上が『逃げ遅れ』によるものです。また、死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占め、特に就寝時間帯に発生した火災で多くの人が亡くなっています。住宅火災による死者を減らすため、火災の発生をいち早く知らせる『住宅用火災警報器』の設置が義務化されました。

■購入先

防災業者やホームセンター、家電販売店などで取り扱っています。購入の目安として『煙式』のもので『NSマーク』がついている機器を選びましょう。

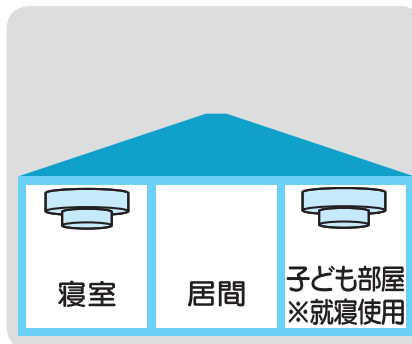
■悪質な訪問販売等に 注意しましょう！

消防職員が一般住宅等を訪問してあつせんや販売をすることはありません。また、特定の業者に販売を依頼することはありません。

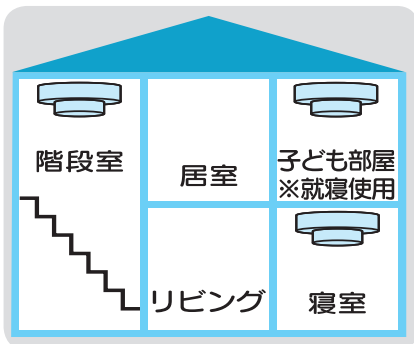
■取り付け場所

- ▼ 寝室・就寝に使用する部屋の天井または壁面
- ▼ 階段・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面

■平屋建住宅の設置例

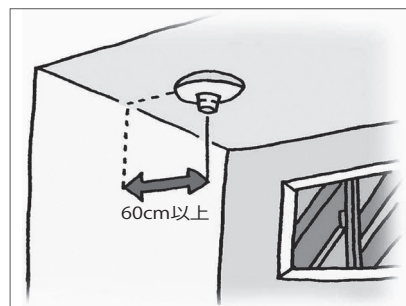


■2階建住宅の設置例



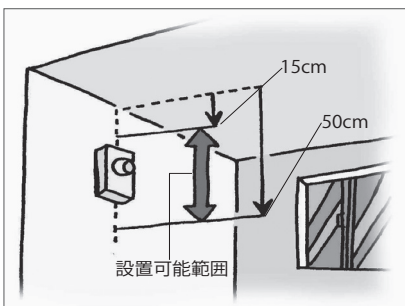
■設置する位置

- ▼ 天井：警報器の中心を壁・梁から60cm以上離す



- ▼ 警報器の中心をエアコン等の吹き出し口から1.5m以上離す

- ▼ 壁面：警報器の中心を天井から15〜50cm以内にするように取り付ける



■天井への取り付け方

- 1 設置位置を決め、機器のベースを付属のネジで留める



- 2 本体が機器のベースにしっかりとハマるように回して取り付ける



- 3 取り付け完了。テストボタンなどで警報音が鳴るかを確認する

お知らせ

Information

環境政策課から

■迷子の犬・猫をなくしましょう！

迷子の犬・猫を、役場で保護していることもあります。また、保護している犬・猫の情報をホームページの環境政策課のページにて掲載しています。お心あたりのある場合はお問い合わせください。

犬の飼い主は、首輪に住所・氏名・電話番号等の連絡先がわかるように鑑札・狂犬病予防注射済票をつけてください。今回の地震では、窓が開いてしまい、驚いた室内犬が飛び出してしまうということがあります。また、首輪をつけてください。また、猫も首輪をつけ、連絡先を記入しておく

責任をもって飼うようにしましょう。

▼問合せ 環境政策課 ☎ 888-1111 (128)

■税務職員(三種)採用試験

▼期日 ▼第1次試験：9月4日(日) ▼第2次試験：10月中旬

▼対象 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

▼試験の程度 高校卒業程度
▼内容 ▼第1次試験：教養試験、適正試験および作文試験
▼第2次試験：人物試験および身体検査

▼申込期間 6月21日(火)～28日(火) ※土・日を除く
▼申込方法 最寄りの税務署、関東信越国税局または人事院関東事務局などで配布する申込書に必要事項を記入し、試験案内に従って申し込む

▼問合せ 関東信越国税局人事第二課 試験係 ☎ 048-6003111

平成23年度実施予定の主な調査

- ▼労働力調査(8月～11月) ▼社会生活基本調査(10月) ▼経済センサス活動調査(平成24年2月)
- ▼家計調査(4月～平成24年3月) ▼毎月勤労統計調査(7月～平成24年12月)

■町統計調査員が交代しました

統計調査員66人のうち、下記の14人が交代のため新たに委嘱されました。国勢調査・工業統計など国や県から委任される各種統計調査を行います。統計調査員がお宅や事業所に伺った際には、調査票の記入などご協力をよろしくお願い致します。

▶問合せ 総務課 ☎ 888-1111 (215)

氏名 ※敬称略
(地区名)



小松崎 俊雄
(中郷東)



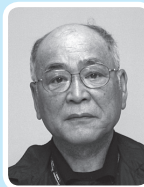
前島 静雄
(廻戸)



栗山 宗夫
(北)



湯原 昇
(宿)



神林 柳司
(中央西)



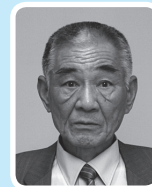
飯田 尚史
(上郷)



小松 俊夫
(富士団地)



横山 洋
(曙南)



永澤 由美子
(二区南)



中本 三千洋
(筑見)



宮本 喜一
(中吉原)



渡邊 雄二
(大形)



小松澤 唯一
(追原)



細田 繁
(上条)



町民活動推進課から
行政区加入のお願い

行政区は、地域住民の自主性と町民としての自覚をもとに、お互いの連携と融和を図り、よりよい地域づくりを行う、地縁に基づく組織です。ほかの市町村などでは自治会・町内会などの呼び方としていたるところもありますが、組織としてのあり方や考え方はそれらと同じものであり、町ではそのような組織を『行政区』と呼んでいます。

行政区の活動

具体的には次のような活動を行っています
▼地域での親しく活動
▼防犯・防災への取り組み
▼清掃活動を中心とした環境整備
▼公会堂(地区集会施設)の設置・管理
▼防犯灯の設置・管理
▼ごみ集積所の設置・管理
▼町行政との連携(広報紙等の配布・行事への参加など)
▼各種募金への協力

加入のお願い

地域の皆さんの間でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合いながら住みよい地域をつくりつていくためにも、行政区は大変大きな役割を果たしています。皆さんの地域をより良いものとするためにも、ぜひ行政区に加入しましょう

問合せ

町民活動推進課 ☎ 888-1111(271-273)

地上デジタル放送の臨時相談コーナーを開設します

総務省が開催する無料の受信相談コーナーを開設します。相談コーナーには、『地デジ受信なぜなにガイド』や各種申請書類などを備え付けています。また、地上デジタル放送の基礎的な情報を提供するとともに、「地上デジタル放送を見られるようにするにはいくらかかるの?」、「今のアナログテレビをそのまま使ってみるにはどうすればいいの?」、「アンテナは交換しなければならぬの?」など、具体的な質問にお答えします。機器の販売や契約の勧誘などは一切ありません。

左記の対面対応日には、デジサポの専門スタッフが直接相談を承ります。内容により簡易受信確認も受け付けします。ただし、混雑時は翌日以降の対応となります。事前予約は必要ありませんので、当日直接、会場へお立ち寄りください。

▼期日 6月21日(火)・28日(火)、7月4日(月)・26日(火)の毎週月・火曜日、8月2日(火)・23日(火)の毎週火曜日

▼時間 午前10時～午後4時

▼場所 役場1階ロビー

問合せ

▼相談コーナー
総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ茨城相談会グループ) ☎ 029-3303-2601(平日:午前9時～午後6時)
▼地デジ受信の電話相談窓口
地デジコールセンター ☎ 0577-0107-0101
▼地域電話相談窓口 ☎ 029-307-0101(平日:午前9時～午後9時、土・日・祝日:午前9時～午後6時)

一般特定疾患医療受給者証交付申請(更新申請)

▼申請方法 8月31日(水)までに必要書類を左記へ提出

▼必要書類
▼一般特定疾患医療受給者証交付申請書
▼臨床調査個人票(主治医記載)
▼臨床調査個人票の研究利用についての同意書
▼世帯調書
▼生計中心者の所得税額等を確認できる書類(▼住民税非課税証明書)▼納税証明書その1(平成22年分)▼平成22年分の源泉徴収票(のいずれか)
▼お持ちの受給者証
▼患者本人の健康保険証
▼印鑑
▼90円分の切手(郵送希望の場合)

▼問合せ 県土浦保健所保健指導課 ☎ 821-5516

▼問合せ 県土浦保健所保健指導課 ☎ 821-5516

『日本脳炎予防接種』について

平成22年4月から、第1期の標準的な接種期間に該当する人(3歳に対する初回接種)に対しての積極的勧奨が再開されています。お子さんが3歳になったら日本脳炎1期初回(初回接種2回)の予防接種を受けましょう。また、昨年に1期初回を受けた人は、1期追加の接種を受けましょう。1期初回の2回目の接種後、おおむね1年後が1期追加の接種時期となりますので、3回目の接種を受けて基礎免疫を完了させておきましょう。まだ1期初回(2回)の接種を受けていないお子さんは、予防接種手帳と一緒に配布している『予防接種と子どもの健康』をお読みいただき、接種の副作用等についてもご理解のうえ、接種の開始をお勧めします。

▶ 定期日本脳炎予防接種の対象者と標準的な接種間隔

対象年齢	接種回数	間隔
1期初回:生後6か月以上90か月(7歳6か月)未満。標準的接種期間は3歳のとき	2回	6日～28日の間隔をおく
1期追加:生後6か月以上90か月(7歳6か月)未満。標準的接種期間は4歳のとき	1回	初回接種後おおむね1年おく

※初回2回の接種間隔は守りましょう。発熱など体調不良以外の理由で接種間隔が28日を超えると任意接種になります。対象年齢以内であれば公費負担で無料で受けることができますが、万が一、健康被害が生じた場合、定期接種に基づく救済制度には該当になりません。『予防接種と子どもの健康』についてもご参照ください

▶ 紛失した場合 日本脳炎予防接種予診票を紛失した人は、健康づくり課窓口にて再発行できます。その際は必ず母子健康手帳を持参してください

▶ 経過措置 勧奨接種の差し控えにより接種機会を逃してしまった人への対応については、今後厚生労働省において検討することとなっています。詳細が決まり次第、広報あみ等でお知らせします

▶ 問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内)保健予防係 ☎ 888-2940

お知らせ

Information

■霞ヶ浦高校から 吹奏楽部・チアダンス部合同演奏会

今回で4回目となる吹奏楽部・チアダンス部の合同演奏会について、今年も東日本大震災からの復興を願い、『東日本大震災復興祈念—私たちより想いを込めて』というテーマを掲げて開催します。また、同時開催の文化部作品展においては、震災からの復興をテーマにした作品も展示します。

- ▼期日 6月11日(土)
- ▼時間 午後1時30分から(開場:午後1時)
- ▼場所 県南生涯学習センター 多目的ホール(土浦市大和町「ウララビル」5階)
- ▼内容 ▼第1部 吹奏楽部ステージ ▼第2部 チアダンス部ステージ
- ▼その他 入場無料
- 同時開催:文化部(写真部・書道部・美術部)作品展
- ▼期間 6月3日(金)～11日(土)まで
- ▼場所 県南生涯学習センター 多目的ホール前ギャラリー

●問合せ 霞ヶ浦高校吹奏楽部

顧問 侯野・チアダンス部顧問 野村 ☎887-0013

■『キャリアアップハローワーク土浦』のご案内

ハローワーク土浦では、土浦駅前に新しい相談窓口『キャリアアップハローワーク土浦』を開設しました。落ち着いた雰囲気の中できめ細やかな仕事の相談紹介が受けられます。なお、雇用保険に関する業務は取り扱っておりませんのでご注意ください。

- ▼時間 ▼月～金曜日:午前10時30分～午後7時 ▼土曜日:午前10時～午後5時
- ▼内容 ▼担当者制による就職への集中サポート ▼適職・求人選択へのアドバイス ▼応募書類作成や面接のアドバイス ▼生活・住居確保の相談
- ▼場所 『ウララ3』5階(土浦市大和町)
- ▼問合せ ハローワーク土浦 ☎882-0172

■県青少年協会から

●若者ボランティアと受け入れ団体の募集

ボランティアを始めたい、若い人材の力がほしい、仲間を作りたい、ボランティアの情報を知りたいなど、ボランティア活動に関する情報を発信し、若者と一緒に地域の活性化を目指します。

●若者ボランティア

- ▼対象 県内に居住または通勤・通学する18～30歳の人
- ▼受け入れ団体
- ▼対象 主に県内で公益的なボランティア・地域活動を行う団体
- ▼申込方法 左記ホームページから申し込む、または電話、Eメールで問い合わせる
- ▼申込・問合せ (財)県青少年協会 ボランティア事業事務局 ☎0292-2611388 ▼Eメール:wakamono@youth-i.com
- ▼ホームページ <http://www.youth-i.com/>

■『第32回富士山・青少年国際交流キャンプ』参加者募集

文部科学省所管の財団法人国際青少年研修協会では、国内交流・野外活動体験の参加者を募集しています。この事業は、

全国から集まる日本人青少年と在日外国人青少年が、キャンプ生活や富士登山などの野外活動をともにしながら、言葉や文化の違いを越えて友情を深め、国際感覚を身につけると同時に、仲間と協力し助け合う楽しさや大切さを学ぶことを目的に実施しています。事前(6月)に全国主要9都市にて事業説明会(参加無料)も実施します。興味のある人は左記までお問い合わせください。

- ▼日時 8月3日(水)～7日(日)の4泊5日
- ▼場所 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター
- ▼活動内容 富士登山・本栖フレストパーク・野外炊飯・野外ゲーム大会・アンダースター・スリーピング・もぎ店屋台村・テント設営
- ▼対象 小学校4年生～中学生3年生まで
- ▼参加料 約6万円
- ▼申込期間 7月7日(木)まで
- ▼問合せ・資料請求 〒100-0073 東京都港区三田5-17-8 0921 (財)国際青少年研修協会 ☎03-6459-4661 FAX 03-6459-4633 ▼Eメール:info@kakk.or.jp
- ▼ホームページ <http://www.kakk.or.jp/>

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号 【本社】阿見町美穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら 増改築相談員がいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など 住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

住宅エコポイント対象製品
 今お使いの窓に
 1day reform
 カンタン後付け
窓 イン-プラス
 防音・断熱内窓
 詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許(3)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

●町民活動センターから
 ●こども工作教室(大人だけの
 参加も大歓迎)

▼期日 6月18日(土)
 ▼時間 午前10時～正午
 ▼テーマ 父の日のプレゼント
 をつくろう

▼作成するもの パタパタ・メ
 ッセージカード
 ▼講師 和田泰子氏
 ▼参加料 1000円

●フラワーアレンジメント講座
 ▼期日 6月28日(火)
 ▼時間 午前10時30分～正午
 ▼講師 小林よし子氏
 ▼募集人数 20人(定員で締切)

▼参加料 1500円(花器・
 花材含む)
 ▼持参品 はさみ
 ●これから始めるパソコン『超
 入門失敗しないパソコンの買
 い方講座』

▼期日 6月21日(火)
 ▼時間 午前10時～正午
 ▼内容 ①パソコンって何②
 パソコンで何ができるの③
 何をそろえればいいのか(周辺
 機器など)④どこで買えるの
 ⑤どのくらいするの(購入費
 用など)

▼講師 成田清和氏
 ▼募集人数 30人程度
 ▼参加料 500円

●パソコン学習会
 パソコンを始めた人・疑問
 を解決したい人・テーマに沿っ

てチャレンジしたい人・さらに
 ステップアップしたい人など、
 それぞれのニーズに合わせて、3
 人の講師がきめ細やかに対応い
 たします。

▼期日 6月7日(火)・14日
 (火)、および毎週水曜日
 ▼時間 午前10時～正午
 ▼講師 成田清和氏

▼募集人数 各20人程度
 ▼参加料 各回500円
 ▼持参品 ノートパソコンをお
 持ちの人はご持参ください
 (貸し出しもありますのでご
 相談ください)

●パソコンなんでも相談室
 ▼期日 6月11日(土)
 ▼時間 午後1時30分～3時
 ▼内容 購入からインターネット
 への接続・パソコン利用法・
 トラブル解決法など

▼講師 NPO法人いばらき
 IT普及協議会
 ▼募集人数 10人(定員で締切)

▼参加料 500円
 ●『阿見おもちゃ病院』開院
 プラレール・ミニカー・ラジ
 コンカー・電子ゲーム・楽器人
 形ーなど、いろいろな子ども
 のおもちゃを無料(交換部品代
 のみ実費負担)で修理します。
 大切なおもちゃが壊れたら持っ
 てきてください。

▼期日 6月12日(日)
 ▼時間 午後1時～3時
 ▼講師 金子隆氏

●申込方法 電話または直接左
 記に申し込む
 ※場所はすべて町民活動セン
 ター

●申込問合せ 町民活動セン
 ター ☎888-2051(月
 曜日を除く午前10時～午後5
 時)▼Eメール:ami-vol@
 b201.plala.or.jp

●ホームページ http://busi-
 ness4.plala.or.jp/ami-vol/

●航空科学博物館から
 ●やさしい航空のはなし『航空
 無線の楽しみ』

航空機を安全に運航するた
 め、空港への離着陸、海上等航
 空路における飛行など、さまざま
 な分野に利用されている無線
 について、わかりやすくご説明
 いたします。

▼期日 6月26日(日)
 ▼時間 午後1時から
 ▼場所 航空科学博物館(千葉
 県芝山町岩山)1階多目的ホ
 ール

▼参加料 入館料のみ
 ●企画展『ミュージアムコレク
 ションモデルズ』

当館に収蔵されている数千点
 ある模型の中で、魅力的なもの
 を展示いたします。機体の中身
 がわかるスケルトンモデルや精
 密模型などの高価なものからダ
 イキャストモデルやプラモデル

等の身近なもの、さらに空港施
 設設計用に作られた特殊な模型
 など、さまざまな模型の魅力を
 ご紹介いたします。未公開のも
 のもこれを機会にご覧いただく
 ことができます。

▼期間 7月24日(日)まで
 ▼場所 航空科学博物館2階展
 示室
 ▼参加料 入館料のみ
 ●問合せ 航空科学博物館 ☎
 0479-17810557

●福祉の就職総合フェア
 『就職相談会』

県社会福祉協議会では、福祉
 職場への就職希望者(求職者)を
 対象に、求人者との就職相談や
 面談、そのほか求人情報の提供
 を行う就職相談会を実施します。

▼期日 6月12日(日)
 ▼時間 午後1時～3時30分
 (受付:午後0時30分～3時)

▼場所 県総合福祉会館(水戸
 市千波町)
 ▼対象 福祉の職場に就職を希
 望する人

▼内容 ▼就職相談・面談コー
 ナー▼求職登録・求人情報提
 供コーナー
 ▼その他 参加無料、申込不要、
 入退場自由

▼問合せ 県社会福祉協議会県
 福祉人材センター ☎0291-
 24414544

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
 問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)



居酒屋
 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
 阿見町岡崎1-12-7

電話 887-1147
 FAX 887-0970

予科練平和記念館から

●第3回所蔵資料展を開催しています

第3回所蔵資料展「予科練生の資料館 ― 銀田コレクション展」を開催しています。期間は6月12日(日)までです。

予科練平和記念館には、新潟の自宅で元予科練生の銀田捷氏が開いていた「銀田予科練資料室」の展示品約780点(うち図書430点)が寄贈されています。銀田氏は、戦後50年かけて制服から飛行機の模型にいたるまで、さまざまな資料を収集・展示してきました。

今回はこのコレクションの中から主だったものを展示します。元予科練生が戦後も持ち続けた予科練への想いを感じてみてください。



開催期間 6月12日(日)まで

※入場料は予科練平和記念館観覧料に含まれます

●東日本大震災への義援金募金を行っています

予科練平和記念館の窓口で、このたびの東日本大震災で被災された人への義援金の募金を行なっています。皆さんの善意は全額日本赤十字社へ寄附させていただきます。ご来館の折にはご協力をお願いいたします。

●ご利用ガイド

休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)※()内は20人以上

常設展 毎週土・日曜日の午後2時から約30分(予展示解説 約不要)

※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります。窓口へお申し出ください

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:6月2日(木)7月7日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 47,863人 (－ 15) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,064世帯 (+ 30) ▽()内は前月比(5月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』は、平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています。なお、男女別人口は、国勢調査確報値公表後に掲載します

交通事故発生状況 4月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	17人(－ 2)
出場件数	22件(－ 1)	中 傷 3人(± 0)
※救急車の適正な利用 をお願いします	重 傷	2人(+ 2)
	死 亡	0人(－ 1)
	合 計	22人(－ 1)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店